

北海道札幌南陵高等学校全日制課程一般入学者募集要項

1 募 集 人 員

80名

2 出 願 資 格

北海道立高等学校通学区規則の別表に定める本校の学区に保護者の住所が存する者であり、次のいずれかに該当する者であること。ただし、本校の学区に保護者の住所が存しない場合は同規則に従う。

- (1) 中学校、これに準ずる学校又は義務教育学校を卒業した者（令和 7 年（2025 年）3 月末日までに中学校、これに準ずる学校又は義務教育学校を卒業する見込みの者を含む。）
- (2) 中等教育学校の前期課程を修了した者（令和 7 年（2025 年）3 月末日までに中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者を含む。）
- (3) その他、令和 7 年度（2025 年度）道立高等学校一般入学者選抜実施要項の出願資格に該当する者

3 出 願 で き る 学 科

普通科

4 出 願 の 受 付

出願書類の受付期間及び受付時間は、次のとおりとする。

なお、道外からの出願の受付は、令和 7 年（2025 年）2 月 27 日（木）までとする。

受 付 期 間	受 付 時 間
令和 7 年 1 月 20 日（月）～令和 7 年 1 月 23 日（木）	9：00～16：30 (23 日は 12：00 までとする。)

5 出 願 の 手 続

(1) 出願者の手続

出願者は、次の書類を、現に在学し、又は卒業した中学校又は義務教育学校の校長（以下「中学校長」という。）を経由して、本校校長に提出すること。（次のエ、オの書類は、場合によって必要となるもの。）ただし、令和 7 年（2025 年）3 月 31 日に満 18 歳以上の者（平成 19 年（2007 年）4 月 1 日以前に出生した者。以下「成人」という。）が出願する場合は、次のア～オの書類に出願資格が分かる書類（卒業証明書又は卒業証書の写し等）を添付して、直接本校校長に提出すること。

ア 入学願書（ウェブ申請用）（北海道立高等学校学則（昭和 26 年北海道教育委員会規則第 8 号）第 15 条の規定による入学願書（同規則別記第 3 号様式）） 出願者は、あらかじめウェブ上の出願情報電子申請システム（以下「申請システム」という。）により、必要事項を入力・申請した上で、入学検定料として北海道立学校条例（昭和 39 年北海道条例第 41 号）に定める金額（2,200 円分）の北海道収入証紙を入学願書に貼り付けること。なお、ウェブ上の申請システムによる出願者情報等のオンライン入力受付期間は次のとおりとする。

受付期間
令和 6 年（2024 年）12 月 6 日（金）～令和 7 年（2025 年）1 月 23 日（木）

イ 写真

出願前 6 か月以内に上半身を正面から撮影した写真（縦 7cm・横 5cm）を写真台紙に貼り付けること。

ウ 住民票の写し

出願後において本校校長から提出を求められた場合、保護者及び出願者について、令和 7 年（2025 年）1 月以降に交付を受けた住民票の写し（個人番号が記載されていないもの。保護者の間で住所が異なる場合は、それぞれの住民票の写し。）を提出すること。

エ 隣接学区等就学承認通知書

北海道立高等学校通学区域規則第4条第1項第2号又は第3号の規定により出願する者は、同条第3項の規定により交付を受けた隣接学区等就学承認通知書を提出すること。

オ 個人調査書

成人の出願者（夜間中学を卒業見込みの者を除く。）のうち、中学校卒業後5年を経過していないものに限り、卒業した中学校長が作成した個人調査書を提出すること。

(2) 入学願書の入力等

ア 入学願書の出願学科の欄の入力に当たっては、「第2志望」の欄は空欄とすること。

イ 保護者の間で住所が異なる場合は、出願者の日常の生活が営まれ、生活の本拠となっている所の保護者を「保護者等」の欄に入力すること。

ウ 現住所については、合格通知書等の確実な到着を期するため、「〇〇方」、「〇〇マンション〇〇号室」等詳細に入力すること。

エ 受検に際し、障がい等により特別な配慮を希望する者については、申請システムの「入学者選抜における特別な配慮の希望の有無」で「有」を選択すること。

(3) 受検票の交付

受検票を当該中学校長を経由して出願者に交付する。交付期間は、令和7年（2025年）2月4日（火）から2月13日（木）までとする。

6 出 願 変 更

(1) 一般の場合

出願者は、他の高等学校の同一の課程の学科に1回出願を変更することができる。

※留意事項については「手引」12ページ参照のこと。

(2) 特別の場合

ア 出願後、保護者の転勤（内定）等に伴い、令和7年（2025年）4月7日（月）までに保護者の住所の移転が確実で、新住所が石狩学区と異なる場合は、新住所の存する学区内の全日制の課程の普通科又は新住所の存する地域の通学可能な高等学校の全日制の課程の普通科以外の学科に出願変更をすることができる。なお、出願の変更をしない場合は、通学区域規則第3条又は第4条の適用を受ける。※この場合、転勤（内定）証明書等その事情を証明する書類を添付すること。

イ 出願後において、特別の事情がある場合は、定時制の課程へ出願の変更をすることができる。

(3) 出願変更の受付

出願変更の受付期間及び受付時間は、次のとおりとする。

受 付 期 間	受 付 時 間
令和7年1月28日（火）～令和7年2月3日（月） （日曜日及び土曜日を除く。）	9：00～16：30 （3日は16：00までとする。）

(4) 出願者の手続

出願の変更をしようとする出願者は、出願変更願（別記様式6）を中学校長を経由して当初出願した高等学校長に提出すること。ただし、成人の出願者の場合は、中学校長を経由せず、直接当初出願した高等学校長に提出すること。

(5) 受検票の交付

出願者に対し、令和7年（2025年）2月13日（木）までに受検票を交付する。

7 学 力 検 査

(1) 令和7年（2025年）3月4日（火）に行う。（開場は8時00分）

受検場は、原則として、本校とする。

(2) 受検者の持参すべきもの

ア 受検票

イ 鉛筆（シャープペンシルを含む。）、消しゴム、定規（分度器の付いていないもの）、コンパス及び鉛筆削り

なお、計算機（時計型、ペンシル型を含む。）、携帯電話（スマートフォンを含む。）、辞書機能付時計、ウェアラブル端末（スマートウォッチを含む。）等、学力検査の公正を損なうおそれのあるものの持込みは認めない。

ウ 上履き及び昼食

8 受 検 場 の 公 開

受検場の公開は行わない。

9 面 接

- (1) 面接は令和7年(2025年)3月5日(水)に行う。ただし、これにより難しい場合は前日の学力検査終了後に行う。
- (2) 面接の会場は、原則として、本校とする。

10 合 格 発 表

令和7年(2025年)3月17日(月)午前10時に合格者の受検番号を発表(本校ウェブページに掲載)するとともに、本人に通知する。なお、本校生徒玄関前の掲示は行わない。

11 合 格 者 の 追 加

令和7年(2025年)3月18日(火)午前9時30分から午後4時30分までに追加した合格者の中学校長に対し、その旨を通知するとともに、当該合格者に対して直ちに合格の通知を行う。

12 追 検 査

(1)対象者

一般入学者選抜に出願し、学力検査(以下「本検査」という。)を、次の各項のいずれかにより受検できない者。なお、本検査の一部でも受検した者は、原則として、追検査の対象とならない。

- ア 学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第19条で出席停止の扱いが定められている感染症により、本検査を受検できない者
- イ その他やむを得ない事情により、本検査を受検できない者

(2) 出願の手続

令和7年(2025年)3月5日(水)午後4時までに追検査受検願(別記様式13)を中学校長を経由して、本校校長に提出すること。ただし、成人の出願者の場合は、中学校長を経由せず、直接本校校長に提出すること。

(3) 学力検査の実施

令和7年(2025年)3月11日(火)、本校を会場として行う。追検査の問題は本検査の問題とは異なるものとする。内容は本検査に準ずるが、7 学力検査(2) 受検者の持参すべきものに加え、追検査受検承認書を持参すること。

(4) 面接

令和7年(2025年)3月11日(火)、学力検査終了後に行う。ただし、これにより難しい場合は令和7年(2025年)3月12日(水)に行う。

(5) 合格発表

令和7年(2025年)3月17日(月)、本検査を受けた者と一括して選抜して発表する。

13 学力検査の得点の情報提供

(1) 情報提供対象者

受検者本人又はその代理人(法定代理人又は任意代理人)とする。なお、本人であることを確認するため受検票、身分証明書等を持参すること。

(2) 情報提供場所

本校

(3) 情報提供の期間

令和7年(2025年)3月18日(火)から令和12年(2030年)3月31日(日)までとする。情報提供を求める場合は、事前に出願した高等学校に連絡すること。

ただし、次の期間を集中受付期間とし、事前の連絡を不要とする。

集 中 受 付 期 間	受 付 時 間
令和7年3月18日(火)～令和7年3月25日(火) (日曜日、土曜日及び休日を除く。)	9:00～15:00